

07.53

中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条1号）（特）

1. 軽減の要件と内容

(1) 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次のア. からウ. までのいずれかに該当する中小事業者（以下「中小事業者」という。）が、他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない^{注1}場合には、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条1号、12条3項、手数料令1条の4第3項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注2}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

(2) 中小事業者の要件

ア. 個人事業主

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること。

イ. 会社

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表1」の額以下であること。

ウ. 組合等

以下のいずれかに該当するものであること。

i) 企業組合

ii) 協業組合

iii) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

iv) 農業協同組合及び農業協同組合連合会

v) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

vi) 森林組合及び森林組合連合会

vii) 商工組合及び商工組合連合会

viii) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ix) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

x) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上において、従業員数が300人以下又は資本金若しくは出資の額が3億円以下に該当するもの

xi) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上において、従業員

数が50人（酒類卸売業者については、100人）以下又は資本金若しくは出資の額が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下に該当するもの

- xii) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、従業員数が300人（小売業については、50人、卸売業又はサービス業については、100人）以下に該当するもの

「表1」

| 業種 | 従業員数 | 資本金 又は出資の額 |
|---|------|---------------|
| イ. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (ロ. からト. までの掲げる業種を除く) | 300人 | 3億円 |
| ロ. 卸売業 | 100人 | 1億円 |
| ハ. サービス業(ヘ. 及びト. に掲げる業種を除く) | 100人 | 5千万円 |
| ニ. 小売業 | 50人 | 5千万円 |
| ホ. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 900人 | 3億円 |
| ヘ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 300人 | 3億円 |
| ト. 旅館業 | 200人 | 5千万円 |

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付をする場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請者が個人、会社、組合等の別により、「表2」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第1号及び2号）。

「表 2」

| 要件 | 証 明 書 | | |
|--|---|--|--|
| | 個人事業主 | 会社 | 組合等 |
| ア. 中小事業者であること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する従業員の数を証する書面 ・ 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表）又は常時使用する従業員の数を証する書面（*1） ・ 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 1. (2)ウ. x) から xii) に該当する組合等については、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面 |
| イ. 他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない ^{注1} こと | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書別表第 2 の写し又は株主名簿若しくは出資者名簿（*2） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書別表第 2 の写し又は出資者名簿（*2）（*3） |

（*1）法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（*2）特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が中小事業者である場合には、中小事業者に該当することを証する書面。

（*3）出資を有しない組合等の場合は不要。

（改訂令和 4・4）

注 1 「特定支配関係がない」とは、a. 及び b. に該当していることを指す（手数料令 1 条の 2 第 2 号ハ、特施令 9 条 2 号ハ、特施規 7 1 条 3 項）。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の 1 / 2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の 2 / 3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

注 2 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては

当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。

注³ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。